

2022 年度 国際園芸博覧会コンペティション実施計画作成業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「2022 年度 国際園芸博覧会コンペティション実施計画作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款を遵守すること。

(3) 件名

2022 年度 国際園芸博覧会コンペティション実施計画作成業務委託

(4) 履行期限

2023 年 3 月 24 日（金）

(5) 履行場所

旧上瀬谷通信施設及び周辺地域

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027 年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020 年 3 月に国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。そして、博覧会国際事務局（BIE）の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021 年 6 月に閣議了解され、11 月に「2027 年国際園芸博覧会協会」が設立された。

2022 年度は、国が、BIE への認定申請を行う予定であり、協会は横浜市から引き継がれる基本計画について検討の精度を高め、年度内に基本計画を策定する予定である。認定承認後には各国や企業・団体等への本博覧会への参加を促すための取組を本格化していく予定である。また、国内外に対して魅力ある博覧会とすべく、コンペティションをはじめとした博覧会のコンテンツとなる事業の具体化を進めていく必要がある。

本業務は、コンペティションの企画案の検討を行う。基本計画策定に向けた企画案の深度化を図り、基本計画策定後は、基本計画の内容を踏まえ、コンペティションの実施計画を作成することを目的とする。

○参考：一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

(2) 留意事項

- ア 旧上瀬谷通信施設に関しては、横浜市において、土地利用の具体化に向けた検討を並行して進めており、市の施策も踏まえ、連携して検討を進めていくことが必要。
- イ 検討にあたっては、専門家との調整や委託者を通じた国との調整等を行いながら検討を進めることが必要。
- ウ 本業務の他に、関連する複数の委託業務が並行して検討されており、他の委託受託者と綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築する。
- エ 本業務の実施には、海外の様々な資料を参照し、英語・仏語（主に英語）と日本語の理解能力および翻訳能力を必要とする。

3 業務内容

以下の項目について、5の参考に示す上位構想や既往調査、関係規則等を踏まえ、委託者と協議しながら検討を行う。

なお、各検討を進めるにあたり、以下3点に留意すること。

- 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認する。
- 関係する他業務や有識者等との連携を図る。
- 会期後の都市公園へ繋がるレガシーを見据えた上で検討する。

(1) コンペティションの実施計画の作成

実施計画の作成にあたっては、博覧会全体の事業計画、参加計画や会場計画等の検討方針を踏まえ、関係部署と調整すること。

ア コンペティションの実施計画の作成

AIPH 規則に基づくコンペティション（屋外庭園・屋内庭園コンペティション、製品コンペティション）の基本計画及び本博覧会独自のコンペティションの基本計画を踏まえた上で、コンペティションが会場の魅力づくりの一助となるとともに、出品者が進んで出品したくなるコンペティションとなるよう以下(ア)～(ウ)の項目を検討し、実施計画を作成する。

なお、検討にあたっては、多様な主体の参画の促進を意識すること。

(ア) 展示・行催事・会場計画と連携したコンペティション実施プランの策定

A 屋内外展示及び製品展示の出展方式の検証

これまで検討してきたコンペティションの企画を更新した上で、実現可能性があり、出展しやすい企画となるよう出展方式の検証を行う。

B コンペティションの実施要件の検討

Aの検討内容を踏まえ、コンペティションを実施するための要件（審査方式、

審査基準、審査員数、必要面積・施設・設備等)を検討する。

C 実施ガイドラインの策定

Bの検討内容を踏まえ、コンペティションを実施するための実施体制、実施手順等を検討し、実施ガイドラインを策定する。

D コンペティション運営に係る費用の推計

申込受付、国内物流、ディスプレイ、審査業務補助、廃棄など、コンペティションの運営に係る費用の推計を行う。

E スケジュール案の策定

2027年開催からバックキャストした長期スケジュール案と開催時の日時スケジュールについて、AIPHへの報告や出展者及び参加国への案内等の必要項目を踏まえて策定する。

(イ) コンペティション実施推進組織の検討

A 実施推進委員会の設置検討

過去の国際園芸博覧会(海外含む)におけるコンペティションの実施推進委員会について調査・整理し、コンペティションの実施推進委員会の設置について検討する。

B 審査委員会の設置検討

過去の国際園芸博覧会(海外含む)におけるコンペティションの審査委員会について調査・整理し、コンペティションの審査を行う審査委員会の設置について検討する。

(ロ) 出展者への対外広報・コミュニケーションプランニングの策定

A コミュニケーション計画要件の検討

コンペティションの企画・実施に関わる各ステークホルダーと効果的・効率的にコミュニケーションができるよう、コミュニケーション計画の要件について検討する。

B 実施計画及びプランニングの作成

Aの検討内容を踏まえ、コミュニケーション実施計画及びコミュニケーションプランニングを作成する。

イ 専門家ヒアリング

上記アの検討にあたって、検討内容に沿った専門家ヒアリング(計10件程度を想定)の実施を前提とする。ヒアリング先の選定や運営に係る費用は、本業務に含むものとする。

(2) 関係者支援調整業務

上記の検討を進める中で、国等の関係者調整及びBIEへの認定申請における資料作成等の支援を行う。

(3) 打合せ及び進捗報告

打合せは、事前1回、中間11回、成果納品時1回の計13回を基本とする。なお、週1回程度WEBによる業務の進捗確認を行う。

打合せ後は毎度議事録を作成することとし、原則打ち合わせの次の日に、要点及び次回打ち合わせまでのタスク等を記載し、提出する。

(4) 報告書とりまとめ

本委託における検討結果を報告書にとりまとめる。報告書のまとめ方については、発注者の指示に従うこととする。

4 成果品

- (1) 報告書：A4判・ドッジファイル製本5部
- (2) 報告書及び調査で作成した資料の電子データ（CD-R又はDVD-R格納）
（Microsoft Officeにより編集可能なデータも併せて格納すること。）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 参考

(1) 上位構想、既往計画等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018（平成30）年3月）
- イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019（令和元）年7月）
- ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（2020（令和2）年2月）
- エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020（令和2）年3月）
- オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021（令和3）年5月）
- カ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）（2021（令和3）年6月）

(2) 既往調査等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査委託（2018（平成30）年度 横浜市）
- イ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託（2019（令和元）年度 横浜市）
- ウ 平成31年度 国際園芸博覧会の招致・広報・機運醸成等業務委託（2019（令和元）年度 横浜市）
- エ 国際園芸博覧会基本計画（市案）等調査検討業務委託（2020（令和2）年度 横浜市）
- オ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本設計業務委託（2020（令和2）年度 横浜市）
- カ 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた調査検討業務委託（2021（令和3）年度 横浜市）
- キ 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託（2021（令和3）年度 横浜市）

- ク 国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託（2021（令和3）年度 横浜市）
- ケ 令和3年度 国際園芸博覧会における植栽基本計画等策定に向けた検討業務委託（2021（令和3）年度 横浜市）
- コ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本設計業務委託（その2）（2021（令和3）年度 横浜市）

(3) 関係規則等

- ア AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
- イ コンペティション ガイドライン (Annex VII - Competition Guidelines)
- ウ コンペティション規則 テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)
- エ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - ・General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - ・大阪・関西万博 一般規則、特別規則
 - ・その他 国際園芸博覧会、国際博覧会 関係規則等なお、規則関係の更新に注意すること。

(4) その他 関連資料

6 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が本協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づ

く研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。

- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (9) 成果品については、協会に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。